

岩手県告示第 373 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成 21 年 4 月 14 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 北上東和線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
北上市上野町五丁目 118 番地先から更木 9 地割 2 番 1 地先 まで	新	A 33.1~4.6 m	m 5,258.0
北上市村崎野 26 地割 32 番 25 地先から更木 9 地割 1 番 1 地先まで		B 85.0~13.0	1,557.0
北上市上野町五丁目 118 番地先から更木 9 地割 2 番 1 地先 まで	旧	A 33.1~4.6	5,258.0
北上市村崎野 26 地割 32 番 25 地先から成田 1 地割 40 番地 先まで		B 29.0~15.7	517.0

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 県南広域振興局北上総合支局土木部
- (2) 期間 平成 21 年 4 月 14 日から同年 5 月 14 日まで